



中小企業の為の経営のヒント  
**菅原会計通信**

2022年9月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00 ~ PM 5:00

## 月60時間を超える時間外労働（残業）について

2023年3月31日で、中小企業に対する「月60時間超の時間外労働の割増賃金率」の引き上げ猶予が終了します。

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率は、25%以上と定められていましたが、2023年4月1日より、企業規模に関わらず全ての企業が、50%以上の割増賃金を支払う必要があります。

この、割増賃金率の引き上げにより、例えば、1ヵ月に70時間の時間外労働をさせた場合には、60時間分の時間外労働に関しては、割増賃金率25%以上、60時間を超えた、残りの10時間分に関しては、割増賃金率50%以上が適用されます。

労働者に、1ヵ月60時間を超える時間外労働をさせるためには、特別条項付き「36（サブロク）協定」の終結、労働基準監督署へ届出されていることが前提となりますので、合わせて確認してください。

また、労使協定を終結した上で、労働者の希望があった場合には、引き上げた25%の支払に代えて、有給休暇を与えることも可能です。（代替休暇）

割増賃金率の引き上げに関して、給与計算方法の変更対応、代替休暇の導入や運用の検討、就業規則や賃金規程等の改定が必要となります。

労働者の健康を守るために、退社してから、次の入社までに、一定時間以上の休憩時間を設ける、勤務間インターバルを導入する会社もあります。導入前に、労働局へ申請書を提出し、交付決定を受けてから、取組を実施することで、「働き方改革推進支援助成金 勤務間インターバル導入コース」の助成金を受けられる場合があります。

人件費の増加に繋がるため、これを機に、自社の働き方を見直してみませんか？

ご不明な点などあれば、当事務所までお問い合わせください！

（伊藤 記）

